独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第４号

柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分通知については、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年５月８日

柏都市計画事業

柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業

施行者　独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

つくば・千葉常磐担当推進役　斎藤　健治

記

１　権利者氏名及び住所

氏名　染谷　清市

住所　柏市大室1035番地の２

２　通知の内容

文書番号　しち21―576

平成29年３月15日

従前の土地

所在　柏市大室字小山台617

地目　田

登記簿地積　773㎡

基準地積　860.78㎡

権利価額　32,507,492円

換地処分後の土地

街区番号　139街区

所在　柏市大室二丁目１―12

地目　宅地

地積　281.56㎡

権利価額　32,481,334円

清算金　交付　26,158円

教示

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第５号

柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分通知については、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年５月８日

柏都市計画事業

柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業

施行者　独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

つくば・千葉常磐担当推進役　斎藤　健治

記

１　権利者氏名及び住所

氏名　中村　孝之

住所　柏市小青田175番地１

２　通知の内容

文書番号　しち21―576

平成29年３月15日

従前の土地

⑴　所在　柏市小青田字立山175―１

地目　雑種地

登記簿地積　852㎡

基準地積　903.18㎡

権利価額　51,059,662円

所在　柏市小青田字立山186

地目　山林

登記簿地積　251㎡

基準地積　266.08㎡

権利価額　13,661,958円

⑵　所在　柏市小青田字立山175―３

地目　畑

登記簿地積　723㎡

基準地積　766.43㎡

権利価額　54,438,684円

換地処分後の土地

⑴　街区番号　57街区

所在　柏市小青田二丁目３―４

地目　畑

地積　769.30㎡

権利価額　64,698,130円

清算金　交付　23,490円

⑵　街区番号　57街区

所在　柏市小青田二丁目３―８

地目　宅地

地積　634.92㎡

権利価額　54,427,896円

清算金　交付　10,788円

教示

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第６号

柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分通知については、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年５月８日

柏都市計画事業

柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業

施行者　独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

つくば・千葉常磐担当推進役　斎藤　健治

記

１　権利者氏名及び住所

氏名　野口　新藏

住所　柏市船戸1077番地

２　通知の内容

文書番号　しち21―576

平成29年３月15日

従前の土地

⑴　所在　柏市船戸字矢ノ船1556

地目　原野

登記簿地積　492㎡

基準地積　534.05㎡

権利価額　21,879,746円

⑵　所在　柏市船戸字矢ノ船1558

地目　原野

登記簿地積　492㎡

基準地積　534.05㎡

権利価額　21,879,746円

換地処分後の土地

⑴　街区番号　36街区

所在　柏市船戸一丁目16―11

地目　宅地

地積　226.56㎡

権利価額　21,852,602円

清算金　交付　27,144円

⑵　街区番号　36街区

所在　柏市船戸一丁目16―１

地目　宅地

地積　233.47㎡

権利価額　21,855,618円

清算金　交付　24,128円

教示

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）